

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年8月25日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第45号

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1(1)の項中「道路整備特別措置法第7条の2第2項」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号」に、「同法第7条の14第1項」を「道路整備特別措置法第12条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(環境局地球環境政策部環境管理課)